

埼玉業 I 第 4 8 3 号
令和 6 年 5 月 2 0 日

郡市・大学医師会長 殿
(担 当 理 事)

埼玉県医師会長 金 井 忠 男
〔 担当常任理事 小 室 保 尚 〕
〔 担当常任理事 登 坂 英 明 〕
(公印省略)

感染症対応に係る「医療措置協定締結に向けた調査」への回答
について

標記の件について、別紙（写）のとおり埼玉県保健医療部長からの通知により、協定締結の意向がある医療機関におかれましては調査にご回答いただいたことと存じますが、協定締結の意向があるにもかかわらず、未だ回答がお済でない医療機関におかれましては、5月31日（金）までに必ずご回答ください。

令和 6 年度診療報酬改定により、外来感染対策向上加算の見直しが行われ、令和 6 年 6 月 1 日から現行の 6 点に 20 点（発熱患者等対応加算・月 1 回）が更に加算できることとなりました。この施設基準のひとつとして、埼玉県と「医療措置協定を締結していること」が要件となっております。令和 6 年 3 月 31 日時点で外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関については令和 6 年 12 月 31 日までに限り施設基準を満たしているものとみなされますが、新規に届出をする医療機関は協定締結が必要です。

しかし、埼玉県のスケジュールでは 9 月末までの協定締結を目指しているため、加算開始は締結以降となります。そこで、埼玉県では協定締結医療機関のうち、新規に外来感染対策向上加算の届出を希望する医療機関を把握し、6 月中に協定締結を行い、7 月 1 日から加算できるよう準備を進めているところです。

つきましては貴会におかれましてもご了知いただき、会員に周知くださるようお願い申し上げます。

担 当：埼玉県医師会 業務 I 担当(飯野)
TEL：048-824-2611
FAX：048-822-8515
E-mail：iino@office.saitama.med.or.jp



感 対 第 1 3 4 0 号
令 和 6 年 4 月 1 日

県内診療所 管理者 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和（公印省略）

医療措置協定締結に向けた調査の再実施について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月9日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が改正され、今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新たな感染症の発生及びまん延に備えるため、発生の初期段階から効果的に対策を講ずることができるよう、病床の確保や発熱外来の実施等の感染症対応に係る措置について、都道府県知事と医療機関の管理者との間で感染症対応に係る協定を締結する枠組みが法定化されました。

これを受け、本県では、令和5年11月6日付け感対第767号「医療措置協定締結に向けた調査について（依頼）」に基づき、協定締結の意向を調査いたしました。

また、当該調査実施後も、埼玉県医師会との共催で県内診療所を対象に感染症法に基づく医療措置協定に関する説明会の開催や郡市医師会に対する個別説明を実施しているところでございます。

つきましては、令和5年11月6日から開始した「医療措置協定締結に向けた調査」を改めて実施したいと存じますので、下記回答フォーム（埼玉県電子申請・届出サービス）から令和6年5月31日（金）までに御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 回答方法

施設区分に応じて、以下の URL 又は QR コードから回答フォームへアクセスしていただき、調査に御回答ください。

(1) 有床診療所の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62430



(2) 無床診療所の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62436



2 再調査への回答期限

令和6年5月31日(金)

なお、当該調査に既に回答済みであり当時の回答から変更がない場合は、改めての回答は不要です。

3 今後の流れについて(予定)

- ① 当該調査への回答を基に医療措置協定書の案をこちらで作成いたします。
※複数回回答している場合は、最新の回答を基に作成いたします。
- ② 当該調査の質問項目「1. 担当者情報(4)メールアドレス」でご回答いただいた連絡先宛てに医療措置協定書の案をお送りします。
- ③ 医療措置協定書の案で定められた措置の内容や医療機関情報等に誤りがないか確認していただき、適宜修正いたします。

②の工程につきましては、準備が整い次第となります。お時間をいただき大変申し訳ありませんが、何卒ご理解のほどよろしく願いいたします

担 当：保健医療部感染症対策課 企画担当

電 話：048-830-7503

FAX：048-830-4808

E-mail：a7500-13@pref.saitama.lg.jp

【参考】外来感染対策向上加算の見直し

(1) 基本的な考え方

第8次医療計画における新興感染症発生・まん延時に備え、外来における適切な感染管理の下での発熱患者等への対応を更に推進する観点から、外来感染対策向上加算について要件及び評価を見直す。

(2) 具体的な内容

- ① 外来感染対策向上加算について、要件の見直しを行うとともに、当該加算の届出を行う保険医療機関において、適切な感染防止対策を講じた上で発熱患者等の診療を行った場合の加算を新設する。
- ② 外来感染対策向上加算の施設基準における新興感染症発生時の対応に係る要件について、第8次医療計画における協定締結の類型に合わせて内容を見直す。

(3) 点数

[現行] 外来感染対策向上加算 6点／患者1人の外来診療につき月1回に限り算定

[新設] ※ 適切な感染防止対策を講じた上で発熱患者等の初診を行った場合、月1回に限り20点を現行の6点に更に加算

(4) 施設基準の変更点 ※新興感染症（「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」）発生時の対応に係る要件部分を抜粋

	改定案	現行
外来感染対策向上加算 (新興感染症対応に係る部分のみの要件)	感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であること。	新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開していること。

(5) 経過措置

令和6年3月31日において現に外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、(4)施設基準の変更点で示した基準について満たしているものとみなす。

(6) 参考

